

# 本願寺史料研究所報

44号

発行所 本願寺史料研究所  
〒六〇〇一八二六八

京都府下京区七条大宮上ル  
龍谷大学大宮図書館内  
電話 〇七五―三四三―三三三一

内線 (五四一八)

発行者 所長 赤松徹眞  
発行日 二〇一二年一〇月六日

(承前)

## 近世地域真宗史料の宝庫

― 琉球関係史料を中心に ―

- 一 はじめに
- 二 第一次調査の成果
- 三 第二次調査の成果 (以上、前号)
- 四 日記筆録の問題 (以下、本号)
- 五 おわりに

### 知名定寛

#### 四 日記筆録の問題

第二次調査で筆者が感じた最も大きな変化は年齢に伴

う体力減退であった。調査そのものの疲労は勿論であるが、むしろ帰宅の電車のほうが苦痛であった。第一次の頃、JRはまだ国鉄と呼ばれていて、筆者も通学に利用し、登校時間の関係で乗客もさほど多くなく、座席にも余裕があった。最近は大阪・京都間の乗客増加が顕著で、京都駅を夕方五時頃発の新快速電車でも座席はまず確保出来ない。調査で疲労困憊の身にはこれが相当辛かった。思い出されるのは、第一次の頃、院生六名が千葉先生のお供をして三泊四日の予定で、岐阜県山奥のダム湖に沈んだ徳山村隣村の根尾村調査のお手伝いをさせていたのだいた時の事である。初日の調査が終了し、村唯一の宿泊所では、我々院生は夜遅くまで元気に騒いでいたが、千葉先生は九時頃には襖で間仕切りされた部屋で早々にお休みになられた。あの騒々しい雰囲気直ぐ隣の部屋でよくご就寝になれるものと思議だったが、それだけ体力的消耗が激しく、かなりお疲れになっていらっし

やったのだろう。調査も予定を切り上げて二泊三日で引き揚げる事になった。あの頃、千葉先生はちょうど還暦前後だったように記憶している。第二次調査開始時の筆者はあの頃の先生の年齢に達し、帰宅の電車内でそのことを懐かしく想い出したりした（編集子より。ちよっとピンぼけながら、懐かしの調査時の写真を最後に掲載しました）。

第一次調査で発見した史料は、千葉先生のご許可を得てコピー機で複写した。現在は史料保護のためコピー複写は許可されない。全てカメラ撮影である。やはり第一次の頃、滋賀県や大阪府の河内・和泉地域に所在する真宗寺院所蔵史料の調査に早島有毅先生に引き連れられて左右田氏ともどもよく出かけたが、その頃の調査は一眼レフカメラでの撮影で、当然フィルムを使用する。一日で三百本以上も撮影する事があっても、さほど疲れを感じる事はなかった。研究所に戻ってフィルムを焼き付けてもらうと、ピンボケどころか全く写っていない場合もあった。現在ではデジタルカメラだから撮影直後に確認が出来、失敗は滅多にない。これも時代の大きな変化と言えるが、自信を持って撮影したつもりが、後で確認するとピンボケが見つかる。一日の調査も終わりに近づくと、疲労のために目も手元も覚束なくなるのであろう。

撮った写真はその日の内にデータ化しなければならぬ。第二次では薩摩諸講の史料も撮影したので、写真の数は比較にならないほど多い。それだけ収穫が多かった事になるが、多いほどデータ化作業も増える。まず

パソコンに取り入れて、撮影順番が狂わないように一写真ごとに日次記名と年月日番号をつける。そしてCDにコピーして保存用とするのである。次にプリントアウトし、エクセルを活用して目録を作成する。これがまた大変な作業で、後の分析作業に役立てるため年月日ごとの番号を附し、表題・内容などを項目として、これを日次記全体のデータと日次記の種類ごとのデータを作成しなければならぬ。調査が二日も続くと翌日は休みたい衝動に駆られること度々であった。

このような作業を継続しつつ、発見した史料内容を秩序的に分析していくと、先行研究の成果を大きく塗り替える新たな琉球真宗史像が鮮明になってくる。琉球に真宗を伝えた張本人は中村宇兵衛であった可能性が高く、その時期も中村宇兵衛が薩摩・琉球間を往来するようになる享保年間（一七一六～三六）から、琉球の子息達が本山を参詣した明和四（一七六七）年迄の間に求める事が出来るし、しかも、その子息達が琉球における最初の真宗信者である可能性も高くなった。知念が薩摩から仏像を持ち帰った文政七・八（一八二四・五）年頃という先行研究の見解を、少なく見積もっても半世紀以上は遡る事が判明したのである。

右の動向よりいささか遅れをとるが、真宗の琉球伝播には別ルートからの展開もあった。先行研究ではその存在さえ知られていなかった中山国尼講がそれである。仲尾次政隆が天保六（一八三五）年に結成した中山国廿八

日講より四六年も早い寛政元(一七八九)年には正式結成され、さらにその前身である琉球国同行中の存在は安永五(一七七六)年にまで遡る。しかも信者の多くが遊女であったにも拘わらず、本山との交流も遙かに活発であった。その背後には薩州御戸帳講との深い関係のあった事が窺える。薩州御戸帳講の所在地は琉球との往来船が頻繁に出入りする指宿湊である。そこから見えてくるのは、これら往来船の船乗りたちが琉球滞在中に遊女を対象として布教活動を行ったのではないかという事である。それは薩摩久志の中村宇兵衛とは無関係の活動であったようだが、しかし中村宇兵衛も往来船の所有者であり、薩摩の船頭・水主たちが琉球真宗史に果たした役割は極めて大きい。彼らによって、本山・京都(正光寺)・薩摩久志・琉球へと繋がるルート、あるいは本山・大坂(浄徳寺)・薩摩指宿・琉球へと繋がる二つのルートと連係網が形成されたはずである。一連の日次記に記録された琉球門徒の動向は、そのような壮大な連帯的活動の証左であると言えよう。

ところで、筆者はこれまで、日次記に琉球門徒が筆録されている場合、何の疑問も持たずにこれを琉球門徒の本山参詣と解釈してきた。例えば、史料A・B『北御殿御日記』天保九(一八三八)年三月一二・一三日条の場合、中山国尼講中の五人が本山を参詣して金二両を献上し、翌日には本山からの御札七品が彼らに下付された。おそらく、彼ら琉球門徒は一二日には本山向かいに位置

する近江屋太郎兵衛方に宿泊したはずである。このように解釈して何の問題もないであろう。同じように、史料C『御堂日次之記』寛政元(一七八九)年一〇月二二日条の場合、薩州御戸帳講中と共に中山国同行中惣代が本山を参詣しているから、同日付で著された功存消息も同日に琉球門徒の手へ渡されたという解釈も十分に成立するはずである。

それでは、踊躍歎喜・意気消沈した史料E『御堂日次之記』天明二(一七八二)年五月二日条の場合は如何様に解釈すべきだろうか。この日、中村宇兵衛が本山を参詣し、象牙細工唐扇などの高級唐物を献上している。『長御殿御日次帳』や『起居筆記』にも同様に筆録されているから、素直にこのように解釈して問題はないであろう。だが、先述したように、仲尾次政隆の家譜『宇姓家譜』によれば中村宇兵衛は乾隆四一年すなわち安永五(一七七六)年に死没しているので、天明二年は没後六年ということになる。日次記の記録がおかしいのか、それとも『宇姓家譜』が中村宇兵衛の死没年代を間違えて記録したのか、いずれかであろう。

残念ながら、中村宇兵衛の死没年代を傍証するための史料は他に存在していない。三年前、鹿児島県久志の中村家の墓地を尋ねたが、中村宇兵衛の墓碑は見付けられなかった。仲尾次政隆の子孫大湾政治著『祖先の足跡』によると、宇氏一門では毎年旧一二月一〇日の中村宇兵衛の命日として報恩感謝の日としているという。『宇姓

家譜』でも「十二月初十日死寿」とあるから、やはり『宇  
 姓家譜』の記事は信頼出来そうである。そうすると、再  
 び一連の日記の筆録のほうを問題とせざるを得ない。  
 そこで史料 F『長御殿御日次帳』明和二(一七六五)  
 年三月一三日条を検討してみよう。この日、中村宇兵衛  
 は同郷の中村次郎左衛門・関弥五左衛門と共に本山を参  
 詣して御香などを献納している。前節では述べなかつた  
 が、実は中村宇兵衛は、

M『長御殿御日次帳』明和二(一七六五)年三月一五日  
 条

十五日  
 大進 宰相 主殿 帶刀

一 御剃刀御免  
 薩州 中村宇兵衛  
 石州 (儀助) 波田野□  
 妹

披露  
 大進

一 御礼有之  
 石州 波田野儀助  
 薩州 (悉) 妹  
 中村宇□衛

御剃刀頂戴御礼  
 其外

披露  
 大進

写真・『長御殿御日次帳』明和二(一七六五)年三月一五日条



というように、二日後の一五日にも本山を訪れ、いわゆ  
 る在家のまま得度する御剃刀(現在の帰敬式に相当)

を願ひ出て許されているのである。剃刀は直ちに実施されたらしく、「御礼有之」はその事を意味している。推測になるが、この時、法名も授けられたと考えてよからう。このような儀式は中村宇兵衛本人の出席がなければ執行されるはずもないであろう。当然、史料F『長御殿御日次帳』明和二(一七六五)年三月一三日条は、中村宇兵衛が実際に本山を参詣したと解釈しなければならぬ。史料Fと没後六年という史料E『御堂日次之記』天明二(一七八二)年五月二日条を対照してみても、記述形式に明確な違いは見当たらないから、史料Eも中村宇兵衛が実際に本山を参詣したと解釈する事が出来る。そうすると、史料Eの中村宇兵衛は亡霊の参詣という事になり、もはや荒唐無稽としか言いようがない解釈になってしまう。一体、史料E『御堂日次之記』天明二(一七八二)年五月二日条の筆録者は、この時、中村宇兵衛が参詣して献上したのを実際に目撃したのだろうか。

この問題について、岡山大学教授の上原兼善先生から、史料Eの中村宇兵衛は二代目という事は考えられないか、というご提言をいただいた。折しも運良く、中村宇兵衛の子孫が近年作成したと思われる久志中村家の系図の複写を坊津輝清館の橋口亘氏からご提供いただいた。それによると、成る程、中村宇兵衛は二人存在していたことが判明した。但し、それは中村宇兵衛の父親であった、しかも宝暦三(一七五三)年死没と記されているから、中村宇兵衛自身が二代目という事になり、やはり史

料E『御堂日次之記』天明二(一七八二)年五月二日条の時点では存命していない。こうなると、合理的に解釈するには、史料Eは中村宇兵衛本人ではなく、代理人の参詣であったと考えるしかないのではなからうか。

この仮説なら史料D『御堂日次之記』天保六(一八三五)年二月二七日条にも適用でき、合理的な解釈が可能となる。史料Dによれば、仲了覚すなわち仲尾次政隆とその同行中が薩州御戸帳講中と中山国尼講中と共に本山を参詣し、『講名録 坤 財務局』に記録されているように仲尾次政隆は中山国廿八日講という講名願を提出して許可されている。それを取り次いだのが京都正光寺であった。しかし、『宇姓家譜』で仲尾次政隆の経歴を確認してみると、仲尾次政隆が琉球を出立して京都を訪れた形跡は一切見当たらず、また先行研究でも何ら触れられていない。ということとは、実際には仲尾次政隆が本山を参詣して講名願を提出したのではなく、全て京都正光寺が代行したと解釈しなければならなくなる。この解釈なら十分に成立するはずである。そうすると、史料E『御堂日次之記』天明二(一七八二)年五月二日条の場合、死没後六年の中村宇兵衛の代参者は誰であったのか。例の久志中村家の系図によると、中村宇兵衛には薩摩久志に孫早という子息がいたが、孫早は宝暦八(一七五八)年四一歳で死没しているという。詳細な説明は避けるが、孫早の死没に関するこの記録の信頼性については慎重な態度が求められる。可能性としては、中村宇兵衛の嗣子

として久志に移住した琉球の子息政孝の代参が有力視されるが、一連の日記に彼の名前は登場せず、未だ推測の域を脱していない。

では、中山国那波尼講中の女性信者、それも遊女の名前が登場する史料 G『御堂日次之記』安永八(一七七九)年九月二日条と史料 H『起居筆記』安永八(一七七九)年九月六日条は如何様に解釈すべきか。発見当初は、いささかの疑問は抱きつつも、琉球の女性それも遊女達が琉球から薩摩へ渡航し、さらに京都までおよそ半年以上も費やして直接参詣したと理解していた。

いささかの疑問というのは、実際にそのような事が可能だったのかという疑念である。というのは、琉球・薩摩間の渡航は近世を通して厳しい管理・統制下に置かれ、とりわけ、往来船への女性乗船は明暦三(一六五七)年九月一日付で出された薩摩の布達によって厳しく禁止されていたからである。それでも、史料 H『起居筆記』安永八(一七七九)年九月六日条の琉球遊女の名前筆録は、史料 G『御堂日次之記』安永八(一七七九)年九月二日条にあるように、実際に彼女達が参詣したからこそ記録されたはずだと考え、また、薩摩の布達が出された明暦三(一六五七)年から既に一二〇年以上も経過している、実質的には禁令もかなり弛緩していたのではなからうかと推察していた。そのように推察しなければ、先に紹介した中山国尼講中の頻繁な本山参詣は言うまでもなく、ましてや L『長御殿御日次帳』明和四(一七六七)

年九月一三日条や K『長御殿御日次帳』安永七(一七七八)年十一月晦日条にいう中村宇兵衛の琉球子息三人の本山参詣も全て代参であったという事になってしまふ。

この問題は、喉に魚の小さな骨が常に懸かっているような違和感を覚えさせるものであった。沖繩に帰省して琉球史の研究仲間と話し合う機会があれば、近世琉球人の国外渡航について必ず質問する事にした。彼らは異口同音に、中国への往来や琉球・薩摩間ならともかく、琉球の船乗りが京都まで行く事は不可能と言うのである。ましてや女性それも遊女の乗船にいたっては絶対に有り得ないと言う。琉球海運史の専門家の見解だけに、これを否定するには、一連の日記の筆録とは別の明確な実例が必要になる。事は禁制の真宗信者の乗船・往来であるから秘匿性が求められ、併せて信仰発覚の証拠となるような史料は厳密に隠蔽もしくは破棄されたと考えられるから、明確な実例提示は困難としか言いようがない。

かろうじて念頭に浮かんだのが次の二件である。まずは明治一〇(一八七七)年第三次法難事件で拘留された仲尾次政隆の高弟備瀬智恒の供述で、それによれば、嘉永六(一八五三)年第二次法難事件の時、彼は商用で奄美大島に渡っていて、文久元(一八一)年までおよそ九ヶ年間、道の島々を流浪して難を避けたという<sup>⑧</sup>。幕末のそれも逃亡範囲が道の島々に限られていたとはいえず、琉球人が役人の監視の目を遁れて島嶼間を往来していた実態が窺えよう。

もう一件は、やはり第三次法難事件に関係するが、明治一〇（一八七七）年七月、大有丸の船員永田と大城は大坂に向けて出港する際、琉球で真宗布教に孤軍奮闘していた田原法水から書状を東本願寺へ届けるよう依頼され、彼らは京都東本願寺を参詣したという<sup>86</sup>。この時期、既に琉球と薩摩との関係は明治政府に移管され、まさに琉球王国崩壊前夜ではあったが、紛れもなく琉球時代に琉球人が京都を訪れていたのは事実なのである。

右の二例は、琉球門徒が京都本山と盛んに交流していた時期とは、範囲も含めてかなり差異があるが、厳しい管理・統制下にあっても、その監視の目を潜り抜けて琉球人が京都まで往来出来る可能性があった事を示唆しているとは言えよう。それでも、一連の日記に登場する琉球門徒が実際は全て代参であったと断定するならば、冒頭で述べたように、日記の筆録者たちの記述の仕方や態度・意識を問題にしなければならぬ。何故なら、代理参詣の場合、その旨を明記している事例も日記に見られるからである。

一 庭田宰相中将殿使佐藤右内

多葉粉 一箱

時節柄口上且関東表々無滞帰京仕候二付、目録之  
通進仕候、此段宜申上旨

取次 蔵人勝裕

右は踊躍歡喜・意気消沈の史料E『御堂日記之記』天明二（一七八二）年五月二日条で、中村宇兵衛が高級唐物品を献上した記事の直ぐ後に続く筆録である。庭田宰相中将の使者として佐藤右内が遣わされ、時節の口上と煙草を進上している。このように代理の場合は「使」と明確に記しているのである。この前段の中村宇兵衛の場合はそのような記述は一切なく、素直に読めば中村宇兵衛自身が参詣したと解釈するしかない。仮に代参であったならば、筆録者たちはその事が明瞭に判断できるような「使」・「代」・「取次」などの文字、あるいは代参者名を記入してもよさそうだが、何故そうしなかったのか。

次のような穿った考え方も成立しよう。代参者が中村宇兵衛と名乗ったという解釈である。しかし、この場合、中山国那波尼講中が「御盃」を頂戴したという史料G『御堂日記之記』安永八（一七七九）年九月二日条、また彼女たちの名前に相違があったため四日後に正式名が筆録された史料H『起居筆記』安永八（一七七九）年九月六日条と齟齬をきたしてしまう。名前は明らかに琉球の遊女の名前であって、したがって、四日前に本山に参詣して「御盃」を頂戴した中山国那波尼講中を筆録者は間違はなく女性として認識したはずである。琉球女性の乗船は厳禁であったから、この時、参詣したのが代参であったならば、その代参者も女性だった事になる。中山国尼講中の代参となると歴史的にも関わりの深い薩州御戸帳講中が務めるはずだが、わざわざ薩摩から女性信者を

陸路上京させたのだろうか。船舶での上京ならば薩摩では女性の乗船は可能だったのだろうか。それが無理なら大坂や京都で女性を雇い入れたのだろうか。穿った見方は、それだけ煩雑な手続きを行う事態を想定せざるを得ず、解釈自体に無理が生じてくるのである。

それでも懲りずにさらに穿った考え方をするならば、筆録者たちにとって重要であるのは参詣者ではなく、参詣者らが献上する懇志や献上品であって、したがって参詣者が代参であろうとなかろうと参詣者の口述するままに筆録した、という見方も出来なくはない。一連の日記には名前の聞き違いや書き間違いがかなり認められ、筆録者の態度に緊張感や誠実さが欠けている様子が窺えるのも事実なのである。

残された合理的な解釈は、日次記に筆録された琉球門徒の参詣は全て代参であって、代参者が持参した書類の記事内容をそのまま筆録した、と理解する事である。この場合、その書類には琉球の講名や門徒の名前、そして献上品の目録も添えられていたと想定しなければならぬ。この解釈ならば、本稿で紹介した全ての史料に適用が可能となるが、それでも、その代参者持参の書類に記載された琉球門徒が如何にも直接参詣したように筆録している意味が解けない。しかも、史料 A『北御殿御日記』天保九（一八三八）年三月一二日条や史料 B『北御殿御日記』天保九（一八三八）年三月一三日条の場合、中山国尼講中五人が確かに本山を参詣した内容になってい

て、これが実は代参であったならば、代参者は薩州御戸帳講中の人達であったはずだが、彼らは如何にも琉球門徒であるかのように装っていた事になる。彼らは何故そのような琉球門徒を装う必要があったのか、この意味も不可解である。

琉球・薩摩が遠隔地で、しかも真宗禁制の地である事は本山も承知していた。講仏や聖教類の下付願があった場合、秘匿するのに便利なようにサイズを小振りにするなど、他国の諸講に対してよりも何かと本山は配慮していた様子が窺える。とりわけ琉球門徒に対しては、参詣の折りには史料 B や史料 K のようにいわば記念品を下付するなど、まさに特別扱いの待遇であった。まさか、代参の薩摩門徒が、その特別待遇を期待して琉球門徒を装っていたと想定しなければならぬのだろうか。様々な解釈が可能であるが、いずれにしても、筆録内容の実況的情景のイメージ復元が難しい事に変わりはない。

## 五 おわりに

調査は現在も継続している。寛政元（一七八九）年以前の日次記調査は、琉球真宗史を飛躍的に進展させる貴重な史料発見の連続であった。本願寺史料研究所の書庫は琉球真宗史研究にとってまさに宝の山であった。それは琉球だけに当てはまる事ではない。一連の日次記には、琉球よりも他国の諸講や末寺に関する筆録のほうが圧倒



的に多い。その史料を集積して分析すれば、各地域ごとの新たな真宗史像構築が可能であると考えられるし、それを包括的に全体化すれば新たな近世真宗史像は勿論、新たな近世仏教史像構築にも寄与する事が出来ると確信している。それを志す方々には、本稿は大いに役立てていただける内容ではないかと自負している。但し、調査の過酷さも共有していただかなければならない。直ちに体力増強されることを進言申し上げたい。

さて、筆者の場合、寛政元(一七八九)年以前の日記記は大方捲り終える事が出来たが、実は寛政元年以降(第一次調査)に関しては日次記を網羅的に調査できた訳ではない。またしても左右田氏から寛政元年以降の琉球関連史料に関する情報が寄せられている。誠に有り難いご教示で感謝の念に絶えないが、この歳になると、宝の山を前にしていささか目眩を感じるような気がするのには錯覚だろうか。(完結)

## 註

- ⑪ 大湾政治『祖先の足跡』一九四五年。  
 ⑫ 『沖繩県史』各論編4近世、三四八頁、二〇〇五年。  
 ⑬ 『沖繩県史』12巻史料編2、二七一頁、一九八九年。  
 ⑭ 右同 二八二・三頁。

(ちな てい かん 神戸女子大学教授)

(編集子より)

根尾村調査に参加したメンバーは、知名先生ほか、姓のみ記すと、首藤・藤本(佳)・大脇・藤本(隆)・左右田の六人(敬称略)。山村の生活には、昆虫食(蜂の子の佃煮)や食べ物としてのマムシが存在していました。

知名先生より提供していただいたカラー写真のフチには「78」とありますので、一九七八年(昭和五十三)だったようです(退色状況からすると、画像記録としてのカラーフィルムの限界を感じます。スキャナーではモノクロで取り込みました)。

だとすると中央に映っておられる千葉乗隆先生は五十七才だったはず(知名先生も編集子も、この時の千葉先生の年齢をこえてしまいました。感慨無量、言葉なし)。

上の一枚は、明治二十四年の濃尾大地震よって地表に現れた根尾谷断層。下の一枚は、今ほど観光化されず、宇野千代の小説によつて知られていた程度の薄墨の桜です。



『増補改訂本願寺史』余滴  
「川越名号」をめぐる歴史の一コマ

左右田 昌幸

はじめに

名号の上に「何々の」という冠を付して呼称される名号が、幾種類が存在している。蓮如ならば「虎斑の名号」「数の名号」などが、比較的知られているだろうか。

宗祖親鸞の場合も、蓮如と同じように複数の種類が存在している。冠を付して呼称される各種の名号の実物を確認している訳ではないのだが、簡便なところで、『真宗故事成語辞典』（法蔵館、大正二年・昭和五十七年復刻。同辞典に各種の名号伝承が採録されている点について、大原実代子氏の教示に預かった）を点検してみれば、本稿で関連史料を紹介する「川越名号」を初めとして、「簾の名号」「薄の名号」「手形の名号」「波切の名号」「布の名号」「身代わりの名号」などを拾い出すことができる。これらの名号は、同辞典に立項されている名号のみで、「何々の名号」として立項されていない項目の記述の中にも存在している可能性があり、丹念に探索すればもう少し種類が増える可能性がある。

各名号には、それぞれ「冠」の由来伝承が付属している。多くの場合が流罪によって越後に赴いて以降の親鸞

の足跡をたどるような場所に、名号と由来伝承が存在していることが特徴である。

親鸞の筆とされる「冠名号」で、近世の教団内においてもっとも一般的に周知されていたのが、本稿の表題に掲げた「川越名号」であろう。『真宗故事成語辞典』は「川越名号」の項目に、「非正統伝」や「大谷遺跡録」に記載された由来伝承を紹介しているが、近世に流布していた「親鸞伝」や「廿四輩巡拝記」などにも伝承と絵図（挿絵から判断すると六字名号）が採録されており、本願寺派だけでなく真宗教団全般において流布していたと思われる。

では、「川越名号」そのものはどこに現存しているのだろうか。

その点について『真宗故事成語辞典』は、「越後高田浄興寺、同柿崎浄福寺（或いは高田本誓寺）及び甲州福正寺の三処にあり」と記している。この内、柿崎浄福寺（新潟県上越市柿崎区）の「川越名号」については、親鸞聖人居多ヶ浜上陸八百年記念「越後・上越の寺宝展」図録（上越市立総合博物館、平成十九年五月）に写真が掲載されている。掲載された写真によれば、蓮台の上に放光と九字名号が描かれている（法量は不明。軸装）。また同図録には、同市の浄善寺の「川越名号」の写真も掲載されており、こちらは「十字名号」である（これも法量は不明。軸装）。浄興寺の「川越名号」は確認できなかったが、福正寺（山梨県大月市）については、同寺

の由緒記である「真木山伝統正統紀」の第四世祐円禅尼の来歴の箇所に「寛正六年二月二十八日焼失、河越名号自出火中、飛去北方山谷、夜々有放光瑞、今於其所立別堂安置之」(『本願寺教団史料・関東編』本願寺史料研究所、昭和六十三年)とみえる。福正寺になぜ所蔵されるに至ったのかについては伝承されていないが(『真宗故事成語辞典』は「大谷遺跡録」の伝承を採録している)、近世には確かに「川越名号」が存在していたのであろう。

その他、同朋大学仏教文化研究所二〇〇八年度秋期展示「二十四輩巡拝―親鸞をしたう旅―」展示図録(同朋大学仏教文化研究所、二〇〇八年十月)には井川芳治氏蔵の、表装された木版の「川越名号」(法量はタテ三十五センチ、ヨコが十五センチ)の写真が掲載されている。それによれば、二重の枠線に囲まれた中央に六字名号を、そして外側の枠線と内側の枠線の間、幅の狭い空間の内、右側上部に「聖人四十歳」、右側下部に「越後国」、左側上部に「川越之名号」、左側下部に「浄興寺」とあり、「浄興寺」の部分には花押が据えられている。

旧跡巡拝者への土産品として木版で制作されたと思われるので、他の場所にも現存しているであろう。その一つが、龍谷大学に所蔵されている。龍谷大学蔵書検索システム上に公開されている書誌データによれば、平成十二年に八木書店古書部より購入されており、注記されているその他のデータや、写真で見ると限り前記の井川氏蔵のものと同じものである。なお、同朋大学仏教文化

研究所の展示図録には、渡辺信和氏蔵の木版の一枚物の「川越御名号略縁起」の写真も掲載されている。

#### 九州熊本「川越名号」

前置きが長くなった。本題に入ろう。

諸種の「冠名号」の伝承を採録している『真宗故事成語辞典』は、「川越名号」の所蔵先を記す最後に思わせぶりに「又別に肥後某処にもありと云へり」と記す。親鸞にまつわる「冠名号」が、親鸞の足跡をたどるように関東や東国に存在することには不自然さを感じないが、親鸞の足跡とは全くかけ離れた九州熊本に「川越名号」が存在するとはどのように考えればいいのか。『真宗故事成語辞典』の執筆者も「云へり」と記しているのだから、単なる「伝聞」「噂」に過ぎないと軽く受け流しておけばいいのだろうか。木版刷りの土産物的な名号であれば、伝来の場所は関係ないであろうが、そうであるなら、後述するような事態には発展していなかったであろう。

本願寺史料研究所が保管している本願寺文書には、『真宗故事成語辞典』が思わeseぶりに記した「肥後」の「川越名号」に関すると考えられる記録が存在している。「所報」の紙面を借りて、小文を執筆した所以である。

まずは、史料本文の紹介から始めよう。

史料は、表裏表紙ともで九丁の袋綴・大和綴の冊子で、

法量はタテ二三・三、ヨコ一六・六センチ。丁数は九丁  
でうち墨付が八丁という小冊子であるが、冊子単体で袋  
に入れられており、それなりに重要視されて保存されて  
きたように思える。

以下、はじめに袋の上書・裏書と本文の解説を提示し  
ておく。冊子の本文については、口上書・返書案・六字  
名号送り状に三つの部分に分かれる。翻刻にあたってそ  
れぞれの間に一行を採った。その他は、概ね近世文書の  
翻刻の慣例にしたがったが、而・者などの助字のサイズ  
を落とすことはしていないので、注意されたい。

〈史料解説〉

(袋上書)

「文政元寅年七月以来

肥後宇土領主細川和泉守殿

家宝伝来

祖師御真蹟御名号御拝覧

同家分被相願候一件書抜

留役所

(朱筆)

「恒例門之内

諸家分

祖師御歴代御染筆之儀二付

申来部」

(袋裏書)  
「半紙帳一冊」

(表紙)

「文政元寅年七月以来

肥後宇土領主細川和泉守殿

家宝伝来

祖師御真蹟御名号御拝覧

同家分被相願候一件 書抜

(付箋)

「発書下案伺二付、伺帳以□□へ下ル

八月廿七日」

(以下、史料本文)

文化十五寅年

奉願口上之覚

肥後国宇土領主細川和泉守家二伝来之法物川越御名  
号、去ル文化八年四月御門主様御尊覽可被成下候段、  
池永外記殿迄願出候处、其砌御法会御取紛二付程を  
見合、追而御拝覧之儀致言上、御返答可被下段被仰  
渡候二付、早速帰国仕、其段和泉守家老共へ申達置  
候、右御返答日を折而奉待居候へ共、当春迄も何た  
る御模様も不被為在候二付、此節尚又拙寺共差登申  
候、尤和泉守分ハ在江戸ニ而御座候二付、井川治郎  
左衛門・芦田重左衛門与申家老共分、御当地留主居

岡権左衛門与申者江、紙面を以申越候、尤本家江も内達ニ相成り、拙寺共ヲ以出願仕候儀ニ御座候、依之此節者右御名号、御門主様御尊覽被遊被下候段、御許容被成下候ハ、誠以難有仕合奉存候、右願之通被仰付被下置候ハ、来陽ハ和泉守役人共、名号様御供仕罷登、奉備尊覽可申候、此段乍恐拙寺共ハ茂奉願候、以上

肥後宇土

文政元年七月

光国寺花押

同熊本

明円寺花押

御本山

御役人中様

右本文之通相違無御座候ニ付、奥書を以奉願候、以上

岡権左衛門花押

御札致拜見候、如來論向寒之節、然者其御方様御伝来祖師御筆川越名号、御門主御拝覽之義、先般御国許御領内之末寺光国寺・光円寺ハ相願候ニ付、則御許容被成進候段、両寺ハ御国許へ御達申候旨、依之来春名号御差登之時候相伺候迄可得御意旨、御内々御申越之趣、委細致承知候、右来春御差登時候之義者、其御方様御勝手も可有御座間、いつ頃与申儀被仰越候様与存候、其上相伺御報可得御意候、右御報

迄如此御座候、恐惶謹言

十一月廿九日

上田織部

判ナシ

岡権左衛門

尚々御端書御申越之趣、具ニ致承知候、当節ハ別而用向繁多ニ罷在候間、得手透從是可得御意候、万縷々其節御面上可得其意候、已上

其御領主様御伝来祖師六字名号、御門主御拜礼被成候、且依御望六字仏号御染筆被成進候、恐惶謹言

文政二己卯年

上田織部

閏四月十日

細川与松様

御側中

史料の本文は、以上である。

実は、この内、最初の口上書と上田織部の返書案は、すでに本願寺史料集成『肥後国諸記』（星野元貞編、同朋舎出版、一九八六年。ただし、肥後国諸記とは一部、解説が相違する。また以下に引用する原本史料は、特に注記しないものはすべて本願寺史料研究所保管の本願寺文書である）に収録されているのみならず、同諸記には以下のような、その他九点の関連書状も収録されている。簡略な目録を提示しておこう。

一) 肥後国宇土光国寺・同熊本明円寺連署口上之覚  
(文政元年七月 重複)

二) 上田織部返書状  
文政元年十一月二十九日 重複)

三) 河郷彦左衛門・山内多蔵連署状

(文政五年三月二十八日 上田織部・島田数馬宛)

四) 上羽又左衛門・井門次郎左衛門連署状

(同年三月二十九日 右同宛)

五) 順正寺・西光寺連署状

(同年五月 下間大進・上田織部・島田主膳宛)

六) 達書 (下間大進・上田織部・島田主膳・鈴木外記連署)

七) 島田・上田連署状

(同年六月十四日 井門次郎左衛門・上羽又左衛門宛)

八) 上原数馬書状 (同年六月 山内多蔵・河郷彦左衛門)

九) 達書 (同年十月 中国筋・西国筋御末寺中宛 下間大進・上田織部・島田主膳・鈴木外記連署)

十) 肥後真覚寺了玄口上覚 (弘化元年七月 教宗寺宛)

十一) 頼母書状 (同年九月三日 肥後順正寺宛)

『肥後国諸記』に筆録されている「川越名号」関係の書状は時期的に三つに分かれ、内容も当然三つの段階に分かれる。

最初の二点が、今回の史料紹介と重複する文政元年元年(一八一八)七月の熊本藩支藩の宇土藩細川和泉守家に家宝として伝伝来の「川越名号」を宗主の閲覧に供したいという願いの関わるもの。

三点目から九点目までの七点が、文政五年(一八二二)に至って熊本の順正寺と西光寺が「川越名号」を借り受けて、上京の上で京のみならず、江戸・大坂の門末にも拝礼させたいという動きに関するもの。

最後の二点が、弘化元年(一八四四)に「川越名号」を安置している細川和泉守の菩提寺である泰雲寺が、寺の維持・運営の費用を捻出するために、肥後国益城郡真覚寺了玄を通じて、一年の春秋の二度、有縁の寺院を招待した法座や開帳を実施したという動きに関するもの。

まず、最初の諸国記と重複する文政元年七月の肥後国宇土光国寺・同熊本明円寺連署口上之覚と同年十一月二十九日の上田織部返書状、本如染筆の六字名号送付状や本願寺史料研究所に保管されている当該時期の日記などによって、宇土細川藩の家宝としての「川越名号」が本願寺の記録に登場する発端から第一段階の顛末を略記しておく。

宇土細川藩主細川和泉守家(細川和泉守立之)側の動きは、文化八年(一八一)四月に始まっていた。しかしこの時は、親鸞の四百五十回忌にあっており、家宝の「川越名号」を宗主本如の閲覧に供するという願いは、「御法会御取紛二付程を見合、追而御拝見之儀致言上」ということで回答を保留されてしまう。結局、保留された回答は、なしのつづてとなり、細川立之の跡を継いで細川中務少輔立政の代になって、文政元年(一八一八)七月にあらためて光国寺と明円寺を通じて願いが提出された。その間、七年間の時間が経過していた。

文化八年に願った側とすれば、親鸞の遠忌であればこそという思惑があったのではないかと想像されるが、願いを受け取った本願寺側の役人にしてみれば「祖師御筆

川越名号」と聞いて、まず最初から親鸞筆であるとは考えなかったのではないか。この記録が整理されたのは、最初の一件が終わってからであるが、袋の上書に「恒例門之内、諸家分祖師御歴代御染筆之儀二付、申来部」と朱筆されて、一つの整理項目が立てられていることからすれば、他にも同じような事例が少なからずあり、本願寺にとっては本音のところでは「またか」という程度であつたのではないか。

しかし、宇土細川藩は三万石の小さな支藩とはいえ、本家は肥後熊本藩であり、紹介した史料の三通目にあるように本如染筆の六字名号は、熊本藩主細川越中守斉茲（通称与松）に宛てられており、本藩を巻き込んだ動きであつたと考えられるので、今回は断れなかつたのである。

それでも七月の願いを、三か月を経過してのち、十一月二十九日附で上田織部が、拝覧の許可がおりた旨を岡権左衛門に返書する際に「当節ハ別而御用繁多」と書くなどしている点に、宗祖親鸞の真筆なら是非にといいような積極性は感じられない。

近世に流布していた親鸞筆の諸種の法物について、近世前期の宗主寂如などは非常に厳しい鑑識眼を持っていたと考えられる。少し事例を提示してみよう。「御堂日次之記」天和三年（一六八二）十二月四日条によれば、寂如は青蓮院が「去方分被御頼」た親鸞筆の掛け物を一見して、青蓮院の使者に書院にて「御懸物ハ御正筆ニて

無之」と申し遣わしている。

「御堂日次之記」には、もう一例同様の記事がある。元禄八年（一六九五）九月晦日条によれば、寂如は鷹司家より託された文函に入った親鸞筆の無量寿経について、一覽の後、「字形者似申候処も御座候へ共、筆勢相違之様ニ御座候」と下間少進より鷹司家の家司に返答させている。この二例は、いずれも真贋の鑑定を求められたことに對する寂如の回答である。

では真贋鑑定ではなく、たんに宗主の閲覽に供されたという時は、どうであつただろうか。「御堂日次之記」元禄五年（一六九二）八月十七日条には、「未刻、御開山様之御筆トテ一枚起請文、安住院分被掛御目候所、是非之御究無御座候、右宗謙差上ル」とある。寂如にしてみれば、真贋を是非するまでもないものであつたであろうと推測されるとともに、真贋が主眼ではなく一覽することが主眼であつたので、「是非之御究無御座候」ということであつたのだろう。

さらに「御堂日次之記」宝永七年（一七一〇）七月二十二日条によれば、盧山寺が翌正徳元年の親鸞四百五十回忌にあわせて、本願寺の寺内町において親鸞筆の「四句文名号」を開帳することを中院を通じて願い出て、本願寺より（ということとは寂如より）許容されている。しかし、寂如や本願寺の役人らが、宗祖親鸞の真筆ならば是非に拝見したいというような積極的な姿勢を示したようにはみえない。

本稿で紹介している「川越名号」の場合は、宗主は寂如より住如・湛如・法如・文如と次第した跡の本如であり、宗主の個性の違いも考える必要があるが（筆跡鑑定のプロとしての「古筆」の御出入り化という問題も視野に入れる必要があるかもしれない）、宗主として親鸞の筆跡について真贋鑑定を求められないのであれば、親鸞筆と伝承されるもの対して、概して鷹揚な態度を採っていたと考えておきたい。盧山寺の事例などは、本願寺が偽物であること理由に開帳を断れば、盧山寺と一悶着が発生していた可能性もあるであろう。

ただし、鑑定を本職としていない教団の関係者が私的に鑑定することや、さらに寺内町などにて古道具として信仰の対象物を商売上において展示することや偽物を扱うことに対しては、厳しい姿勢で臨んでいた（翻つてみれば、鑑定料目当ての私的な真筆鑑定や偽物がそれなりに流通していたということでもある）。

「諸事被仰出申渡留」文化十三年（一一八一六）三月九日条によれば、本願寺は御絵讃・絵伝などの偽物を取り扱わないように絵表所に厳しく達すとともに、境内に住居の僧侶が不正の名号を売買したり世話することを厳禁し、寺内町の道具屋の店先へ商品として本尊を展示することや名号を掛けることなどを、あらためて厳禁する。

私的な鑑定の事例では、「諸事被仰出申渡留」嘉永二年（一一八四九）六月七日条に仏師の渡辺康雲の事例がみえる。渡辺康雲は、「元来其方職業と申者」、本尊や仏壇

が「御寺法之御作法ニ相違之有無見改」ことであるのに、「自己之相對を以、手儘ニ祖師御作杯と不分明之鑑定書差出、加之御紋附之品、私ニ取扱候次第」は不埒であるとして逼塞を命じられている。

記述が脇道に逸れた、本題に戻ろう。

宇土細川家の家宝「川越名号」は、細川家本家・熊本藩の家臣岡権左衛門に供奉され 文政二年（一一八一九）四月十九日に京都の本山寺内町の慈眼寺に到着する（御堂日次之記」同月日条）。本如の一覽に供されたのは四月末と推定される。「御堂日次之記」閏四月朔日条には以下のようにある。

一

細川与松殿

国使者 鳥井久平

添使 岡権左衛門

肥後奉書紙 一箱

御焼香料 金子百両

薄暑之砌ニ御座候所、益御安泰被成御座目出度御儀奉存候、随而輕微之至ニ御座候得共、国産之奉書紙一箱進上之仕候、聊時候御見舞之詮迄ニ御座候、将又此度伝来之川越御名号御拝□之儀御許容被成下候ニ付、仍而御焼香料金百両進上仕候、此段各様迄以使者申上候旨

御返答御相応申渡

沖見

取次音門



## 御菓子御引金被下之

少し文意が乱れており、難読で□にしたあたりに脱文があるような気もするが、宇土細川家のもとの願いが宗主の閲覧に供するという点にあって、真贋鑑定を求められていなかったことや、「川越名号」を一覧したことに對して「肥後奉書紙一箱」だけでなく、「御焼香料」を「金子百両」も上納されたとあっては、本如としては疑わしいと感じたとしても、熊本藩の家臣に対して真贋を云々できなかったであろう。

この一件は、本如が「川越名号」を一覧し、本稿で紹介した史料の三通目にあるように、「川越名号」に添える六字名号を染筆して授与することで落着する。

「御堂日次之記」閏四月五日条によれば、この日に白書院において坊官中・奉行中・用人中・奏者中が居並ぶなかで下間大進が本如より染筆の六字名号を受け取り、そのまま白書院で鳥井久平・山下里夕に下げ渡している。その後は、「御名号付添」の鳥井久平・山下里夕・岡権左衛門・岡権三郎の四人には雁之間で、小田孫兵衛・森武作・伊勢田渡右衛門の三人には麝香之間で料理と肴・酒・御茶に相当する「御引金」が下されている。

ただし、閏四月十日付の上田織部の六字名号送り状では「依御望」とあり、細川家側の意向が感じられるのに対して、「御堂日次之記」閏四月十日条には、細川与松の使者が「御内々被下置候趣承知仕候」と述べており、

百両という焼香料に對して本如側の意志により授与したというニュアンスも感じられなくもない。

本稿で紹介した史料は以上の第一段階の一件で終わる。しかし、『肥後国諸記』には前記したように第二段階・第三段階の展開に関する史料が収録されている。『肥後国諸記』によって、第二段階以降の展開もトレースしておこう。そこには宇土細川家の「川越名号」をめぐる由来伝承の「創作」、あるいは伝承としては潜在していた由来の再発掘などという問題が浮上する。

第二段階の展開は、文政五年（一八二二）に至って熊本の順正寺と西光寺が「川越名号」を宇土細川家より借り受けて、京都・大坂・江戸の門末に拝礼させたいという動きとなって現れる。宗主本如も拝礼したのみならず、染筆の六字名号も添えられており、泰雲寺の蔵に安置しておくだけでは、門末教化にもならないというのが理由付けであるが、順正寺・西光寺の動きの背後には、細川和泉守の菩提寺泰雲寺の維持・運営費用の捻出という、泰雲寺と宇土藩側の意向に、真宗寺院の二か寺が協力したという側面が大きいと思われる。

『肥後国諸記』の関係史料の（九）によれば、本願寺は文政五年十月付で下間大進・上田織部・島田主膳・鈴木外記が連署して、中国筋・西国筋御末寺中に宛て、「肥後国細川家伝来之祖師御名号、先年御門跡様御拝礼被為在、猶御染筆之御名号御添被為置候処、此度肥後国順正寺・西光寺江附属、三都御門末江拝礼之儀願出、則願之

通御許容被為在候、依之明春御上京之節、御道中御休泊之儀被申、諸御不都合無之様御崇敬可有之候事」(二一五頁)と達書を下している。

第二段階の注目点は、本如が「川越名号」に染筆の六字名号を添えたことよって一種の箔が付され、結果的に真贋を「ホンモノ」と鑑定したことと同じ意味を發揮していたと考えられることである。第一段階で「川越名号」が登場するときは、たんに「伝来之法物川越御名号」(文政元年七月付肥後国宇土光国寺・同熊本明円寺連署口上之覚)「御伝来祖師御筆川越名号」(文政元年十一月二十九日付上田織部返書状)であったものが、レトリックを含むものの本如の六字名号が添えられることよって「猶更光輝も相増日本無双之宝物」(文政五年三月二十九日付上羽又左衛門・井門次郎左衛門連署状)『肥後国諸記』(二一〇頁)とトーンが一段と高くなる。これは「川越名号」の開帳を目指していた関係者が意図的にトーンを高めたというより、宗主が閲覧し、六字名号を添えたことよって自然に發揮された効果であった。前引の本願寺の達書にも「細川家伝来之祖師御名号」と書かれていれば、この達書を受け取った側や中国筋・西国筋の末寺中、さらに今回の動きに係わった熊本の人びとが、素直に本願寺も認めている親鸞真筆の名号と一度は認識するのも無理はないであろう。

これが宗主本如が親鸞真筆と認めた「川越御名号」が、たんにそれとして宇土細川家か菩提寺の泰雲寺に家宝と

して秘蔵されるだけならば、その次の展開は発生しなかったはずである。

なお、管見の範囲で日記類を点検してみたが、関係記事を見いだしていないので、「明春御上京之節」の具体的な状況や、ほんとうに京都・大坂・江戸の三都において開帳が実現したのかなどを明確にしえていない。

第三段階の展開も、日記類にも記事を見いだしていないので、『肥後国諸記』に記載されている関係史料の最後の二つによるしか方法がない。

第三段階の動向のポイントは、弘化元年(一八四四)七月付教宗寺宛の肥後真覚寺了玄口上覚における「彼寺も漸く和泉守允行而已ニ而、外ニ旦那耆人も無御座候」(四一五頁)という表現に伺えるように、泰雲寺の維持費用の捻出というところにあった。他宗派のこともあり泰雲寺には遠慮があり、開帳による拝礼だけでは「御名号之難有訳も相分り不申」(四一五頁)ないので、「年ニ一兩度度つゝ、余寺之障ニ相成り不申様」(同前)に法談を実施したい。そのことよって維持費用を集めたというのが本意であった。その意向を汲んで、上京の都合があった真覚寺了玄が口上書を提出したのであった。

この第三段階の動きには、注目点が二つある。

第一は、本如よって添えられた六字名号について、了玄の口上書は、「信明院様御代ニ、右御名号様御登りニ相成り申候処、厚ク御尊敬被遊、御拝礼之上、西国江

者高祖聖人御存生二者、御下りも不被為在、此御名号則御形見ニ而、有縁之衆生御濟度之御事ニ候間、後來之疑、遮為ニて御供名号様御染筆被為在」(四一四頁)と記す。つまり本如によって添えられた六字名号は、「川越名号」が親鸞の真筆であるということに対する「後來之疑」を遮るためにこそ染筆されたのであると位置づけられている点である。第二段階の注目点として記したことを、さらに裏付けているであろう。

もう一つの注目点は、第一段階・第二段階には、登場していなかった宇土細川家の「川越名号」の由来伝承が登場していることである。了玄の口上書に記載された伝承によれば、「川越名号」は豊臣秀吉の所蔵であったが、細川幽斎(藤孝)が大坂城において秀吉より下賜されたものだという。了玄の口上書は、その由来を「肥後国細川和泉守殿菩提所泰雲寺ニ奉安置候川越之御名号ハ、古へ於大坂御城内ニ太閤秀吉公ハ細川幽斎公江付属ニ相成り候而、細川家之重宝与御成り被成、三斎公隠居之節、宇土与申候処江別居ニ相成候ニ付、右御名号被供奉、夫ハ和泉守之御宝物与御成り被成」(四一四頁)と記す。しかし、それにしてもなぜこの段階になって、このような由来伝承が登場するのか。宇土細川家に明確にこのような伝承が存在していたのであれば、第一段階・第二段階で、本願寺に対するアピールとして登場していてもよかつたはずである。第一段階・第二段階で登場しなかつたということは、もともと存在しなかつた由来伝承が

「創作」されたか、忘れられていた伝承が再発掘されたということであろう。

この点については、弘化元年(一八四四)七月付教宗寺宛の肥後真覚寺了玄の口上覚が問わず語りに語っているであろう。

以下のような状況を推定している。

「川越名号」が本願寺宗主本如の閲覧に供され、本如側が「川越名号」に添える六字名号を染筆したことは前記した。そして添えられた染筆の六字名号は、鑑定書の機能を果たす。しかし、鑑定書の機能といっても、親鸞の真筆であるという面のみの機能である。そのようなか、地元では、本願寺の宗主も認めた親鸞真筆の名号として開帳の動きが起こる。しかし、本如の六字名号が親鸞真筆の鑑定書の機能を果たしたとしても、やはり了玄の口上書に「西国江者高祖聖人御存生二者、御下りも不被為在」とあるごとく、親鸞自身は西国に下ったことがないのは当時の人々にも周知であつたわけで、由来を保証する機能は果たさない。ご開帳の度に、なぜに、西国に、しかも九州の熊本に親鸞真筆の「川越名号」が存在するのかについて、説明する由来を説得的に説明する必要に迫られたと考えられる。

おわりに

インターネット・ホームページ「肥後細川藩・拾遺」

([www.shinshindoh.com/](http://www.shinshindoh.com/)) には、軸装された「川越名号伝来記」の写真が掲載されている。しかし残念ながら、画像からは、くずし字が読み切れない。ホームページの作者による、古文書の解説内容によれば最後に「肥後宇土 三車山 泰雲寺」の署名があり（掲載されている軸装「川越名号伝来記」の現所蔵先は「藩主細川行芬公の御子孫」とある）、しかも、解説の内容は、広島の儒学者野坂完山が筆録していた「鶴亭日記」（文化四年より天保十一年に及ぶ全四十六巻。野坂家より広島県文書館に寄託）に「川越名号伝来記」が存在し、その内容によっても補ったとある。本小文で紹介した由来伝承よりも詳細であるが、大坂城において細川幽斉（藤孝）が豊臣秀吉より下賜されたという基本線は同じである。

ところで、本稿の主役となった「川越名号」と本如の六字名号の現状はどうなっているのだろうか。ホームページによれば、泰雲寺が神仏分離以降に廃寺となり、「川越名号」も本如の六字名号の所在は不明となっているという。また「川越名号」は「御六字」と称されていたともいう。

なお、九州大学の附属図書館敷設「記録資料館」の九州文化史資料部門には、「宇土細川家文書」（全四六三六点）の目録がインターネット上に公開されているが、目録上で点検する限りでは「川越之名号」関連の史料・記録は見いだせない。

（さうだ まさゆき 委託研究員・種智院大学教員）

#### 【編集後記】

知名定寛先生の御論考を完載することができました。あらためて先生に感謝、申しあげます。

『増補改訂本願寺史』に書かれていないことには、書けなかったことも、書かなかったこともあり。その一部分でも、トピック的に掲載していければと思います。

報道量が驚くほど少なくなりましたが、やはり「フクシマ」が気になります。廃炉に三十年超、最高で四十年。それも現在の技術では不可能で、その間に技術者を養成しながら、また新技術を開発しながらというのですから、編集子にとってはありませんが、生きて廃炉になった姿を見たり、ニュースを聞いたりすることはないでしょう。後の世代に対する、とんでもない「負の遺産」です。

そして、この間に若狭の原発が、経済界からのプッシュと夏期の電力不足を理由に再稼働しました。編集子の自宅地域は計画停電を免れて、正直ホッとしている部分もあるのですが、若狭の原発から送電される原発の電気は、「アカライノダロウカ、クライノダロウカ」。明るいと思えば、「ホロビノアカルサ」ではないかと思えます。編集子としては、「希望」の「クラサ」を選びたい。魯迅は「絶望之為虚妄、正與希望相同」といったわけですが、せめて、さやかにこころに秘めた「希望」が「クラク」はあっても、「虚妄」にはしたくない、そう念じるだけではなく、一人の生活者として、どうすればいいのか考え続けたい。

（歩 弥紡）